

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第7回PTA部会 会議次第

日時：令和8年3月18日（水）19:00～

場所：中央公民館 2階 第1研修室

1 開 会

2 協 議

(1) 新PTA会則について

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和8年5月中旬頃

4 閉 会

※配布資料

・資料1 PTA会則の見直し（案）

■ P T A会則の見直し結果

【修正前】

<p>第〇章 役員 (略)</p> <p>第〇条 役員は、以下の任務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 学校との連絡を中心となって行う。2 連合PTAの事務を行う。3 会計の事務を行う。4 会計監査の事務を行う。
--

【修正後】

<p>第〇章 役員 (略)</p> <p>第〇条 役員のうち、以下の任務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 学校との連絡を中心となって行う。2 会計を行う。3 玉野市 PTA 連合会の業務を行う。 <p>第〇章 会計監査委員 <u>(章を追加)</u></p> <p>第〇条 この会の経理を監査するために、2名（保護者1名・教職員1名）の会計監査委員をおく。</p> <p>第〇条 会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。</p> <p>第〇条 会計監査は、その他の役員、委員を兼任することはできない。</p> <p>第〇条 会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告をする。</p> <p>第〇条 会計監査は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。</p> <p>第〇条 会計監査の任期は1年とし、再任は妨げない。</p>

※青色は修正(案)の箇所

【修正前】

第〇章 集 会

第〇条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時これを開く、もしくは紙面開催とし、次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項
- 3 事業の計画とその報告に関する事項
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

また総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。(委任状を含む)
議決は、出席者の過半数の賛成による。紙面開催の場合は、会員の3分の2以上の紙面回答をもって成立し、議決は過半数の賛成による。

第〇条 実行委員会は必要に応じて適時開催する。

第〇条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

【修正後】

第〇章 集 会

第〇条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時これを開く、もしくは書面開催とし、次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項
- 3 事業の計画とその報告に関する事項
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

また総会は、会員の過半数の出席もしくは回答をもって成立する。
(委任状を含む)

議決は、出席もしくは回答の過半数の賛成による。(委任状を含む)

第〇条 役員会は必要に応じて適時開催する。

第〇条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

※青色は修正(案)の箇所